

令和7年6月  
警察庁

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年4月25日から同年5月24日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行った結果、5,926件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第222号）
- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第57号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年4月25日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 5,926件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	5,573件
電子メール	321件
郵送	32件

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」関係

(1) 側方通過時の自動車等による違反に係る点数及び反則金の額

自動車等が自転車等の右側を通過する場合（以下「側方通過時」といいます。）の当該自動車等の義務に違反する行為に係る点数及び反則金の額を定めることについては、

- 自転車が安全に車道を走ることができるように、側方通過時の自動車に対する罰則を更に強化すべきである

といった御意見がありました。

今回定める側方通過時の違反行為に係る点数及び反則金の額については、当該違反行為と同一の罰則が付されている他の違反行為に係る点数及び反則金の額を踏まえたものであり、原案のとおり定めることとしたものです。

(2) 自転車をはじめとする軽車両に係る反則金の額

自転車をはじめとする軽車両に係る反則金の額を定めることについては、

- 反則金の額は適正である

といった御意見があった一方、

- 反則金の額が原動機付自転車と同様では高すぎる
- 反則金の額が安すぎて、抑止につながらない
- 各違反の反則金の額が不均衡である

といった御意見がありました。

自転車をはじめとする軽車両に係る反則金の額については、現在の自転車の交通違反に対する罰金の科刑実績が原動機付自転車の交通違反に対する反則金の額と概ね同程度と評価できることなどから、原動機付自転車に係る反則金の額と同一とすることとしています。また、反則金の額が違反行為によって異なっていることについては、各違反行為に係る罰則を踏まえて定めているためです。こうした観点から、原案のとおり定めることとしたものです。

## 2 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係

本府令案に対する御意見はありませんでした。

## 3 その他

本政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、

○ 自転車の歩道通行が違反とされていることに関する御意見  
がありました。自転車の歩道通行のルールと取締りの基本的な考え方は、参考資料のとおりです。

また、

○ 交通違反に対する指導取締りや交通安全教育、自転車通行空間の整備といった、自転車の安全対策に関する御意見

○ 自転車の交通反則通告制度の対象年齢等に関する御意見  
等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、警察庁においては、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の施行に向け、交通反則通告制度や自転車の交通ルールの周知に努めるとともに、自転車の悪質・危険な違反に対する取締りの実施、ライフステージに応じた交通安全教育の充実及び自転車通行空間の整備を図り、自転車の交通事故防止に取り組むこととしています。

また、表記の適正化のため、意見公募手続を実施した案に所要の技術的修正を行いました。

# 普通自転車の歩道通行について

## 取締りの基本的な考え方

- 自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故に直結する危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります**※。
- 一方で、**単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に、通常「指導警告」が行われます。青切符の導入後も、基本的に取締りの対象となることはありません**※。

※ 例えば、スピードを出して歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や、警察官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合には、取締りを受ける場合があります。

## 歩道通行のルール

### 1 歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができます。

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるかとされているとき
- ② 13歳未満若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき※

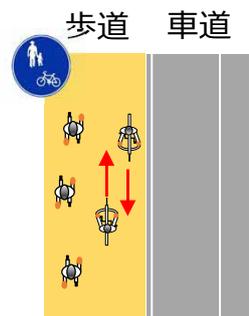
※ 著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、事故の危険がある場合

「普通自転車歩道通行可」を示す道路標識・道路標示



### 2 歩道を通行するときのルール

- (1) 普通自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行※しなければなりません。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。  
※ 徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。



- (2) 歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合には、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません※。

※ ただし、普通自転車通行指定部分については、歩行者がいない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。



普通自転車通行指定部分